

栃木県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.2E-3	2.2E-1	6.9E+1	69.1
64	エトフェンプロックス	1.5E+1	6.9E+0	1.3E+1	1.6E+1	50.0
117	テブコナゾール				5.8E+0	5.8
139	トラロメトリン			1.3E+0	1.9E+0	3.2
140	フェンプロパトリン			1.8E+0		1.8
153	テトラメトリン	1.3E+2	4.9E+0	1.6E+2		297.6
181	ジクロロベンゼン	2.6E+2	1.0E+2			365.2
225	トリクロロホン		3.6E+0			3.6
248	ダイアジノン		3.3E-1			0.3
251	フェニトロチオン		8.3E+1	2.2E+0		85.6
252	フェンチオン	2.9E+0	3.2E+1	2.9E+0		37.7
256	デカン酸				9.6E-2	0.1
350	ペルメトリン	2.4E+1	2.1E+1	2.5E+1	5.4E+1	125.4
405	ほう素化合物		3.9E-1	2.2E+1	2.7E+0	25.0
427	カルバリル			1.2E+2		116.5
428	フェノブカルブ			7.2E+1	1.7E+2	239.0
457	ジクロロボス	5.1E+1	3.6E+2			411.8
合 計		4.8E+2	6.2E+2	4.2E+2	3.2E+2	1837.7

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等